

# 第1 SNA体系と県民経済計算

我が国の国民所得統計は、1968年8月、国際連合が提示した「国民経済計算体系（System of National Accounts：いわゆる68SNA）」に全面的に切り替えられた。

68SNAは、国民所得勘定を中心に産業連関表、資金循環表、国民貸借対照表及び国際収支表の5つの経済諸勘定を体系的・整合的に統合したものである。これによって、従来の国民所得統計は大幅に改善、精緻化され、国全体の経済活動をモノとカネ、フローとストックの側面から総合的に捉えることが初めて可能になった。

その後、経済社会は大きく変わり、経済のグローバル化、政府の役割の変化、通信・コンピュータに代表されるサービス活動の重要性の高まり、金融市場の複雑化などが急速に進み、こうした変化に対応したSNAを構築すべく、国際連合等で検討が進められ、1993年に国際連合から新しいSNA（いわゆる「93SNA」）が勧告され、我が国でもこの勧告を受け、日本が導入するに相応しい93SNAの内容の検討を進め、2000年10月に国民経済計算は、93SNA体系に移行した。さらにその後2009年には、1993SNA策定後の経済・金融環境の変化を踏まえた改定版として、「2008SNA」が採択され、現時点では、同体系が国民経済計算に係る最新の国際基準となっている。

本県においても、平成12年度推計より1993年国民経済計算体系（93SNA）に、また平成27年度推計より2008年国民経済計算体系（2008SNA）に対応して内閣府より示された「県民経済計算標準方式」及び「県民経済計算標準方式推計方法」に基づいて推計を行っている。

## ＜参考＞2008SNA移行による主な変更点（一部）

### （1）固定資本形成、実物ストック関連

知的財産生産物（intellectual property products）の重要性の高まり等の経済の進展を踏まえ、以下のような改定が行われた。

- 研究開発（R&D）を資本形成として扱う。
- 所有権移転費用（不動産手数料等）の範囲を拡張するとともに、取扱を精緻化する。
- 経済成長や生産性等の分野の研究の進展を受け、資本サービスの概念を導入する。

### （2）金融関係

- 雇用者ストック・オプションを雇用者報酬に含め、それに対応して金融勘定にも計上する。
- 企業年金の年金受給権について発生主義に基づく記録を行うとともに、社会保障の年金受給権について、家計に対する負債として計上した参考表を作成する。
- FISIMについて、測定対象とする金融資産・負債を見直し。

### （3）グローバル化関連

- 財の所有権変更の原則を徹底するため、仲介貿易についてサービスの輸出ではなく財の輸出として記録する。
- 加工用の財の輸出入について、財の輸出入ではなく、加工サービスの輸出入として記録する。

### （4）一般政府と公的部門

- 公的企業から政府への例外的な支払いや、政府から公的企業に対する例外的な支払いを明確化する。
- 官民パートナーシップ事業（PPP）における固定資産の経済的所有権を決定する際の基準を示す。
- 一般政府／公的部門／民間部門の分類基準を明確化する。

## 第2 県民経済計算の諸概念と用語解説

### 1 県民経済計算の概念

#### (1) 県民経済計算とは

県民経済計算は、国民経済計算の基本的な考え方や仕組みに基づき、都道府県（以下「県」という。）という行政区域を単位として、一定期間（通常1か年。県民経済計算では会計年度。）の経済活動の成果を計測するものである。

県民経済計算は、県内あるいは県民の経済の循環と構造を生産、分配、支出等、各方面にわたり計量把握することにより、県経済の実態を包括的に明らかにし、総合的な県経済指標として、県の行財政・経済政策に資することを目的とする。併せて、国経済における各県経済の位置を明らかにするとともに、各県経済相互間の比較を可能とすることにより、国経済の地域的分析、地域の諸施策に利用しようとするものである。

#### (2) 県民経済計算体系の概要

県民経済計算体系は、1年間の経済活動を「生産」、「分配」、「支出」に分けて、県経済の循環と構造を社会会計方式により事後的に整合した形で記録する統計システムである。（三面等価の原則）

#### (3) 県民経済計算の諸概念

##### ア 県内概念と県民概念

県経済を把握するうえで、県内概念（属地主義）と県民概念（属人主義）とがある。

県内概念とは、県という行政区域内での経済活動を、それに携わった者の居住地に係わりなく把握するものである。

一方、県民概念とは、県内居住者の経済活動を、地域に関わりなく把握するものである。

両者の例として、県内所得と県民所得の間には、次のような関係が成り立つ。

$$\text{県民所得} = \text{県内所得} + \text{県外からの流入所得} - \text{県外への流出所得}$$

なお、ここでいう「居住者」とは、個人のみならず、法人企業、政府機関等経済主体全般に適用される概念である。

本書では、基本勘定の「県内総生産勘定（生産側及び支出側）」は県内概念で、「県民可処分所得と使用勘定」及び「制度部門別所得支出勘定」は県民概念で捉え、主要系列表の「経済活動別県内総生産」及び「県内総生産（支出側）」は県内概念で捉えている。

##### イ 総（グロス）と純（ネット）

建物、機械設備などの固定資産は、生産過程における利用による摩耗や、年月の経過による老朽化・陳腐化等により、その価値が減少する。こうした資産価値の減少分（固定資本減耗）を含んだ形で評価した付加価値を「総（グロス）生産」といい、控除して評価した付加価値を「純（ネット）生産」という。

## ウ 市場価格表示と要素費用表示

市場価格表示とは、市場で取り引きされる価格によって評価するものをいう。

これに対し、要素費用表示とは、生産のために必要とされる生産要素（労働・資本・土地）の提供者に対して分配された費用（賃金、利潤等）によって評価するものをいう。

市場価格表示 = 要素費用表示 + 生産・輸入品に課される税（純）

※生産・輸入品に課される税（純）とは「生産・輸入品に課される税－補助金」のこと。

## エ 名目と実質

名目値とは、実際に市場で取り引きされている価格に基づいて推計された値であり、実質値とは、ある年（参照年）からの物価の上昇・下落分を取り除いた値である。名目値では、インフレ・デフレによる物価変動の影響を受けるため、異なる時点のデータを比較する際には、これらの要因を取り除いた実質値で見ることが多い。

国民経済計算、県民経済計算では、基準年を固定せず、毎年前年を基準年とする連鎖方式を採用している。名目値から物価変動の影響を除いて実質値を算出するために用いられる価格指数のことをデフレーターという。

## オ 在庫品評価調整

県民経済計算においては、発生主義の原則がとられており、在庫品増加は、当該商品の在庫増減時点の価額で評価すべきものとされている。

しかし、入手可能な在庫関係のデータは企業会計に基づくものであり、後入先出法や先入先出法等、企業会計法上認められている様々な在庫評価方法で評価されている。

したがって、期末在庫残高から期首在庫残高を差し引いたものは、期首と期末の評価価格の差による分（一種の評価損益）も含んでいる。

この評価価格の差による分を除くための調整が、在庫品評価調整である。

## 2 県民経済計算の基本勘定・主要系列の概念及び内容

### (1) 基本勘定

#### ア 統合勘定

統合勘定は、モノ（財貨及びサービス）の取引の結果とカネ（所得、金融資産及び負債）の流れの結果とを統合して記録し、1年間の県内の経済活動の結果を総括したものである。

##### (ア) 県内総生産勘定（生産側及び支出側）

この勘定は、県内における経済活動を総括するものとして、産業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者の生産勘定を統合することによって作成され、県内概念で記録されている。

勘定の貸方（受取）は、県内生産物に対する支出の総額を市場価格によって評価した県内総生産（支出側）である。構成項目は、民間最終消費支出、政府最終消費支出、総固定資本形成、在庫品増加、財貨・サービスの移出及び（控除）財貨・サービスの移入である。

勘定の借方（支払）は、県内経済活動における付加価値総額を市場価格によって評価した県内総生産である。構成項目は、県内雇用者報酬、営業余剰・混合所得、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税及び（控除）補助金である。

県内総生産（生産側）と県内総生産（支出側）は、理論上同額となるべきものであるが、実際の推計では、それぞれの推計に用いられる基礎資料や推計方法が異なるため、若干の不一致を免れない。そのため、統計上の誤差や脱漏に基づくと思われる受払の計数上の差額を「統計上の不突合」として県内総生産（支出側）に計上し、勘定体系のバランスを成立させている。

##### (イ) 県民可処分所得と使用勘定

この勘定は、生産された要素所得の受取や生産物の最終消費のほか、財産所得などの移転所得の受取・支払から構成され、県民可処分所得とその使用のバランスとして統合されているものである。

この勘定においては、県民雇用者報酬は、県内雇用者報酬と県外からの雇用者報酬（純）からなり、営業余剰・混合所得は各制度部門（非金融法人企業、金融機関、家計（個人企業を含む。））の合計となる。移転項目については、県外からの財産所得（純）と県外からのその他の経常移転（純）に区別して表章され、さらに生産・輸入品に課される税と（控除）補助金が勘定の貸方（受取）に計上される。

県民可処分所得は、各制度部門の可処分所得の合計として求められ、使用項目の民間最終消費支出、政府最終消費支出及び県民貯蓄はそれらに対応する部門項目別の合計として求められている。

#### イ 制度部門別所得支出勘定

この勘定は、非金融法人企業、金融機関、一般政府、家計（個人企業を含む。）、対家計民間非営利団体の5制度部門別に作成される。県内における生産活動により形成された付加価値（所得）が、どの制度部門に配分され、さらに各制度部門及び県外部門間で様々な移転取引が行われる中で、それらの所得が最終的にどのように振り向かされているかを示している。

勘定の貸方（受取）には、県民雇用者報酬、営業余剰・混合所得、財産所得、他の経常移転等が表章される。借方（支払）には、最終消費支出、財産所得、他の経常移転等の各項目のほか、受取・支払の残差である貯蓄が表章される。

## (ア) 要素所得

### a 県民雇用者報酬

生産活動により生み出された付加価値を雇用者へ分配した額であり、県民概念で計上される。

### b 営業余剰・混合所得

産出額から中間投入、固定資本減耗及び生産・輸入品に課される税（純）を差し引いて得られる県内純生産（県内要素所得）から、さらに県内雇用者報酬を差し引いたものであり、非金融法人企業、金融機関及び家計（個人企業）の3部門に計上される。

## (イ) 経常移転

### a 財産所得

利子、法人企業の分配所得、その他の投資所得、賃貸料の4つからなる。

### b その他の経常移転（財産所得以外の経常移転）

#### (a) 所得・富等に課される経常税

①所得に課される税及び②その他の経常税からなり、①所得に課される税は労働の提供や財産の貸与、資本利得等の様々な源泉からの所得に対して公的機関によって定期的に課せられる租税（所得税、法人税、都道府県民税〔所得割、法人税割〕等）であり、②その他の経常税は、事業税、自動車重量税、自動車税、都道府県民税（均等割）等である。また、一般的には税として扱われていないが、日本銀行納付金も①に含まれる。

#### (b) 現物社会移転以外の社会給付

現物社会移転以外の社会給付は、「現金による社会保障給付」、「その他の社会保険年金給付」、「その他の社会保険非年金給付」及び「社会扶助給付」に分割されており、全額家計部門の受取となる。

「現金による社会保障給付」は、政府の社会保障制度による現金での給付の支払額として、公的年金等の給付額を一般政府の支払、家計の受取として記録する。

「その他の社会保険年金給付」は、雇用関係をベースとする社会保険制度による現金での給付の支払額として、企業年金等の給付額を金融機関の支払、家計の受取として記録する。

「その他の社会保険非年金給付」は発生主義により記録されない退職一時金等を各制度部門の支払、家計の受取として記録する。

「社会扶助給付」は、生活保護等の支払額を一般政府の支払、家計の受取として記録する。

#### (c) 純社会負担

「雇主の現実社会負担」、「雇主の帰属社会負担」、「家計の現実社会負担」、「家計の追加社会負担」、「年金制度の手数料（控除項目）」からなる。

##### ①雇主の現実社会負担

「雇主の現実社会負担」は、雇主の現実年金負担と雇主の現実非年金負担に分かれる。まず、雇主の現実年金負担は、社会保障制度を含む社会保険制度のうち年金制度に係る雇主の実際の負担金を指し、社会保障基金のうち公的年金制度への雇主の負担金とともに、厚生年金基金や確定給付型企業年金、確定拠出型企業年金等の年金基金への雇主の負担金が含まれる。ここで、年金基金への雇主の負担金の中には、雇主による退職一時金の支払額のうち、

発生主義の記録の対象となる部分も含まれる。一方、雇主の現実非年金負担には、社会保障制度のうち、医療や介護保険、雇用保険、児童手当に関わる雇主の負担金等が含まれる。

#### ②雇主の帰属社会負担

雇主の帰属社会負担は、「雇主の帰属年金負担」、「雇主の帰属非年金負担」の2項目からなる。

「雇主の帰属年金負担」は、企業年金のような雇主企業においてその雇用者を対象とした社会保障制度（雇用関係をベースとした社会保障制度）のうち確定給付型の退職後所得保障制度（年金と退職一時金を含む）についてのみ計上される概念である。

「雇主の帰属非年金負担」には、発生主義での記録を行わない退職一時金の支給額や、その他無基金により雇主が雇用者に支払う福祉的な給付（私的保険への拠出金や公務災害補償）が含まれる。

#### ③家計の現実社会負担

雇用者が雇用者報酬の中から社会保障基金に対して支払うもの。

#### ④家計の追加社会負担

年金基金（金融機関）の支払、家計の受取として計上した「年金受給権に係る投資所得」と同額を、「家計の追加社会負担」として家計の支払、年金基金（金融機関）の受取に計上する。年金受給権に係る投資所得＝家計の追加社会負である。

#### ⑤年金制度の手数料（控除項目）

年金基金の運営に係る費用であり、各年金基金の産出額でもある。

##### (d) その他の経常移転

非生命保険金及び非生命保険純保険料、一般政府内の経常移転、罰金、その他の経常移転（対家計民間非営利団体への経常移転及びそれ以外の各制度部門が支払う寄付金、負担金、家計間の仕送り金、贈与金のほか、他では表章されないあらゆる経常移転が含まれる。）のこと。

##### (e) 現物社会移転

一般政府または対家計民間非営利団体の個々の家計に対する現物の形での財貨・サービスの支給を指す。

#### c 最終消費支出及び貯蓄

支出系列で推計された家計最終消費支出、対家計民間非営利団体最終消費支出、政府最終消費支出がそれぞれの制度部門に計上される。

また、各制度部門における受払の差額が貯蓄として計上される。

#### d 年金受給権の変動調整

社会保障のうち雇用関係をベースとする退職後所得保障制度（発生主義で記録される企業年金や退職一時金）に係る純社会負担と社会給付の差額であり、所得支出勘定において、家計の受取、金融機関の支払にのみ記録される。

## (2) 主要系列表

### ア 経済活動別県内総生産

経済活動別県内総生産とは、1年度間に県内における各経済部門の生産活動によって新たに生み出された付加価値（市場価格）の評価額を、生産活動の種類（農業、製造業等）によって示したものである。これは、県内の生産活動に対する各経済活動部門の寄与を表すものであり、産出額から中間投入額（物的経費）を控除したものにあたる。

非市場生産者である一般政府、対家計民間非営利団体の活動も経済活動別に分類されており、各経済活動の数値は非市場生産者の活動を含んだ数値になっている。

なお、支払利子は、物的経費に含めない。

- ここにいう生産には、農業、製造業などの物的生産ばかりでなく、商業、金融・保険業、公務などのサービス生産も含まれる。
- 農家の自家消費に当たられた生産物及び所有者自身が使用する住居のサービスなど、貨幣と交換されない生産物や便益も、ここでは評価されて含まれる。
- 総生産は、県内概念によって捉えられたものであるので、県内で生産された生産物であれば、他県の県民に対し県外への所得として分配されるものでも含まれるが、県外からの所得で、その源泉が他県内の生産にかかるものは含まれない。
- この県内総生産に、県際間の所得の受取・支払の差額「県外からの所得（純）」を加算すれば、「市場価格表示の県民総所得」が得られる。
- 総生産と純生産の関係は、「県内総生産（市場価格表示）＝県内純生産（要素費用表示）+固定資本減耗+生産・輸入品に課される税-補助金」となる。

#### (ア) 一般政府

一般政府とは、制度部門のひとつで、非市場生産を行う公的機関である。県庁、市町村役場の活動の大部分や、県内にある国の機関、独立行政法人等が該当する。公的機関であっても市場生産を行う場合は「非金融法人企業」や「金融機関」に、非市場生産を行っていても民間の機関である場合は「対家計民間非営利団体」に分類される。例えば、県の工業用水道事業は公的機関だが、市場生産を行っているとみなされるため、「非金融法人企業」に分類される。また、学校は非市場生産者だが、私立学校は公的機関ではないので「対家計民間非営利団体」に分類される。

県民経済計算統計表のうち「経済活動別県内総生産及び要素所得」において、再掲として、一般政府の県内総生産等の各数値を掲載している。

#### (イ) 対家計民間非営利団体

対家計民間非営利団体とは、制度部門のひとつで、非市場生産を行う民間団体である。利益追求を目的とせず、社会的・公共的サービスを家計へ提供する団体を指す。具体的には、労働組合、政党、宗教団体等のほかに私立学校が該当する。

生産活動を行うが、非市場生産であり、営業余剰は発生せず、生産活動で発生した付加価値は受け取らない。

一般政府と同様、県民経済計算統計表のうち「経済活動別県内総生産及び要素所得」において、再掲として、県内総生産等の各数値を掲載している。

#### (ウ) 輸入品に課される税・関税

生産・輸入品に課される税のうち、関税、輸入品商品税及び輸入品にかかる消費税が計上されるが、経済活動別に分類し特定化することが難しいため、一括して欄外処理を行っている。

なお、この項目に含まれないその他の消費税、間接税等は「生産・輸入品に課される税（控除）補助金」に計上される。

#### (エ) 総資本形成に係る消費税

支出系列で推計した各産業部門の設備投資及び在庫投資の消費税控除額の合計値を、ここで一括して控除する。

#### (オ) FISM(間接的に計測される金融仲介サービス)

金融仲介機関の中には、借り手と貸し手に対し異なる利子率を課したり支払ったりすることにより、明示的には料金を課さずにサービスを提供することができるものがある（このような金融仲介機関に資金を貸す人々（預金者）には他の場合よりも低い利子率を支払い、資金を借りる人々にはより高い利子率を課す。）。こうした金融仲介機関による明示的には料金を課さないサービスの価額を間接的な測定方法を用いて推計したものが、FISMである。

### イ 県民所得及び県民可処分所得の分配

県民所得は、県内居住者が1年度間に携わった生産活動に対し、土地・労働・資本などの生産要素を提供した見返りとして分配を受けた所得として推計され、県内居住者が県内の生産活動に携わったか、県外の生産活動に携わったかは問わない。

所得を、まず機能面からみると、各生産要素である土地・労働・資本などに分配され、それぞれ地代、賃金、企業利潤などの所得を形成する。

また、制度主体面からみると、各制度主体別に分配され、家計の財産所得、個人企業所得、民間法人企業所得などを形成する。

#### (ア) 県民雇用者報酬

生産活動により発生した付加価値のうち、労働を提供した雇用者への分配額をいい、所得支出勘定の家計部門の貸方にある総額が、賃金・俸給、雇主の現実社会負担、雇主の帰属社会負担に分類される。

雇用者とは、県内に常時居住地を有し、あらゆる生産活動に従事する就業者のうち、個人業主と無給家族従業者を除く全ての者であり、法人企業の役員、特別職の公務員、議員等もこれに含まれる。

##### a 賃金・俸給

###### (a) 現金

雇用者が労働の対価として受け取る報酬のうち、貨幣で支払われるもの。賃金、給与、手当、賞与、歳費、報酬など。ただし、剩余金処分による役員賞与は、配当とする。

###### (b) 現物

自社製品などの通貨以外による給与の支払、食事、通勤定期券の支給や、消費物資の廉価販売に要した費用。

なお、福利厚生等は、雇用者の利益であるのと同時に生産者の利益となるものは、生産者の中間投入と考えるため、含まない。

###### (c) 役員給与手当

常勤・非常勤を問わず、法人企業の役員に対して支払われる給与手当であるが、役員賞与は配当として扱うため、企業会計上損金経理されるものののみを計上する。

###### (d) 議員歳費等

###### (e) 給与住宅差額家賃

社宅、公務員住宅などで市中家賃より低廉な家賃により従業者に提供されている場合の従業者の支払家賃とその時価（市中平均家賃）との差額を、入居者が受け取った現物給与の一種とみなして計上する。

## b 雇主の社会負担

「雇主の社会負担」は、「雇主の現実社会負担」と「雇主の帰属社会負担」からなる。前者は、さらに雇主の現実年金負担と雇主の現実非年金負担に、後者はさらに雇主の帰属年金負担と雇主の帰属非年金負担に分かれる。

### (イ) 財産所得（非企業部門）

財産所得とは、ある経済主体が所有する金融資産、土地及び著作権・特許権などの無形資産を他の経済主体に使用させたときに、その結果として生ずる所得のことであり、「利子」「法人企業の分配所得」「その他の投資所得」「賃貸料」の4つからなる。

#### a 利子

預貯金、貸出金、借入金、手形、売掛金、買掛金などの金銭的請求権について生じた利息、割引料などの所得の移転。

#### b 法人企業の分配所得

企業への出資に関して生じた所得の移転であり、株式に対する配当、協同組合の剰余金の分配（役員賞与を含む）などがある。

#### c その他の投資所得

その他の投資所得は、「保険契約者に帰属する投資所得」、「年金受給権に係る投資所得」、「投資信託投資者に帰属する投資所得」からなる。

「保険契約者に帰属する投資所得」とは、生命保険の帰属収益、非生命保険の帰属収益、定型保証の帰属収益、保険契約者配当からなる。これらの支払は、制度部門別所得支出勘定では金融機関のみに計上される。

「年金受給権に係る投資所得」は受給権を発生主義により記録する確定給付型制度での過去勤務増分と、他の年金基金での財産運用純益、保険配当からなる。全額が家計の受取になる。

「投資信託投資者に帰属する投資所得」とは投資信託の内部留保を帰属収益（投資信託投資者に帰属する投資所得）として、金融機関が支払い、投資者（家計又は民間金融機関）に帰属するものとして扱う。受取は家計又は民間金融機関になる。

#### d 賃貸料

財産所得に含まれる賃貸料は土地と特許権、商標権、著作権などの無形資産に対するものに限られる。ただし、構築物（住宅を含む）、設備、機械等の再生産可能な有形固定資産の賃貸に関するものは、商品としてのサービスの購入、販売として扱われる所以、ここには含まない。

### (ウ) 企業所得（企業部門の第1次所得バランス）

「非金融法人企業」と「金融機関」の営業余剰に、それぞれの財産所得の受取を加算、財産所得の支払を控除し、さらに公的企業所得を控除して計上される。

#### a 民間法人企業

所得支出勘定の非金融法人企業部門と金融機関部門の民間分から導き出されており、他部門への法人企業の分配所得の受取後について表章している。

#### b 公的企業

公的に所有あるいは運営されている中央・地方の各企業で、会社法、その他の公法、特別立法、行政規則等により法人格をもつ公的法人企業及び生産する財貨・サービスのほとんどを市場で販売する大規模な非法人政府事業体からなり、その生産技術や経営形式から産業として分類される事業所を単位とする。

公的法人企業の例としては日本道路公団、本州四国連絡橋公団、日本銀行等が挙げられ、非法人政府事業体としては印刷局、国有林野事業のような企業特別会計が該当する。

**c 個人企業**

個人が企業の主体となり、家族の労働力等を使って企業を運営しているもの。家計との経理が明瞭に区分しがたい面があり、受取財産所得では営業資産に関して生じたものであっても最終消費主体としての家計の財産所得とみなしてここには含めない。

また、支払財産所得のうち賃貸料は全額個人企業の支払として取り扱い、利子については消費用のもの（消費者負債利子）とその他の負債利子に区分し、前者を家計の、後者を個人企業の支払として取り扱っている。

**(エ) 県民所得**

要素費用表示の県民純生産で、県民雇用者報酬、財産所得（非企業部門）及び企業所得（企業部門の第1次所得バランス）の合計額。

**(オ) 生産・輸入品に課される税（控除）補助金**

要素費用表示されている県内純生産及び県民所得を市場価格表示で表章するために設けられている。

**a 生産・輸入品に課される税**

財貨・サービスの生産、販売、購入又は使用に関して生産者に課せられる租税及び税外負担で、税法上損金算入が認められて所得とはならず、その負担が最終購入者へ転嫁されるもの。

消費税、酒税、関税、たばこ税、印紙税、事業税などがあり、経済活動別配分では直接に税を払った産業の生産・輸入品に課される税として計上することを原則とし、生産者の付加価値に加えられるとともに、所得支出勘定における一般政府の経常移転（受取）に計上される。

**b 補助金**

産業振興等政策目的によって給付され、受給者の側において収入として処理される全ての経常的交付金。公的企業の営業損失を補填するための繰り入れも該当する。

補助額によって市場価格が低く抑えられるため、負の生産・輸入品に課される税として取り扱われる。

一方、家計及び対家計民間非営利団体に対する経常的交付金は、補助金ではなく他の種類の経常移転として取り扱われる。

また、投資、資本資産あるいは運転資産の損失の補填のために産業に対して行われる移転は補助金ではなく資本移転に分類される。

**(カ) 県民所得（市場価格表示）**

市場価格ベースに転換して市場価格表示の県民所得を表示する。

$$\begin{aligned} \text{県民所得（市場価格表示）} &= \text{県民所得（要素費用表示）} \\ &+ \text{生産・輸入品に課される税（控除）補助金} \end{aligned}$$

**(キ) その他の経常移転（純）**

非金融法人企業及び金融機関、一般政府、家計（個人企業を含む。）及び対家計民間非営利団体に分けて表章され、制度部門別所得支出勘定の財産所得以外の移転の受取の差が計上される。

#### (ク) 県民可処分所得

市場価格表示の県民所得に制度部門別所得支出勘定から求められるその他の経常移転（純）総額を加算したもの。

制度部門別に受け取った所得から経常移転を控除したので、最終消費支出と貯蓄の合計に等しくなる。

### ウ 県内総生産（支出側）

県内総生産（支出側）には、それぞれの経済部門が1年度間に財貨・サービスを購入する面（最終生産物に対する支出の面）で付加価値を把握したものである。

この財貨・サービスの処分状況は、消費支出、総資本形成（投資）、財貨・サービスの移出、移入の需要項目ごとに大別され、さらに、需要項目の性格別に分類される。以上の項目の合計額に統計上の不突合を加えることによって県内総生産（支出側）が表示され、最後に県外からの要素所得の純増を加算すると県民総所得（市場価格表示）が算出される。

#### (ア) 民間最終消費支出

民間最終消費支出は、家計最終消費支出と対家計民間非営利団体最終消費支出の合計である。

##### a 家計最終消費支出

居住者である家計（個人企業を除く。）が行う新たな財貨・サービスの取得に対する支出で、同種の中古品、スクラップの純販売額（販売額－購入額）は控除される。

財貨・サービスの取得は、現金支出を伴うもののほか、農家における農作物の自家消費、自己所有住宅の帰属家賃、賃金俸給における現物給与等（給与住宅差額家賃含む。）も含まれる。

家計の財貨購入のうち、家具その他の耐久財購入はすべて消費支出としてここに計上されるが、土地造成及び住宅建設は投資活動とみなして総固定資本形成（民間）に含まれる。

また、個人税や罰金、手数料等税外負担は移転的なものであり、最終消費支出から除かれ、家計間の仕送り、贈与金、労働組合費などの家計間及び対家計民間非営利団体への移転も、家計最終消費支出とはみなされない。

##### b 対家計民間非営利団体最終消費支出

対家計民間非営利団体の産出額から家計に対する商品・非商品販売額を控除したもの。家計への販売の収入と生産コストの差額は自己消費とみなされ、対家計民間非営利団体最終消費支出として計上される。

#### (イ) 政府最終消費支出

政府サービスは営利目的の企業が供給するサービスとは異なり、生産にかかったコストによって測られるが、生産されたサービスは、受益者が確定する一部のサービスを除いて、供給者（政府）自らが消費しているものとして政府最終消費支出に計上される。

なお、家計に販売された政府サービス（国立学校の授業料や下水道の使用料のように、家計が政府から直接購入したサービス）については、家計最終消費支出として計上される。

医療保険給付等の家計への移転的支出は、一般政府が費用を支出しているため、政府最終消費支出となる。

#### (ウ) 総資本形成

民間法人、公的企業、一般政府、対家計民間非営利団体及び家計（個人企業）の

支出（購入及び自己生産物の使用）のうち消費とならないものであり、総固定資本形成と在庫品増加からなる。

**a 総固定資本形成**

(a) 有形固定資産

住宅、住宅以外の建物及び構築物、輸送機器、機械設備、育成資産（種苗、乳牛、果樹等。）民間転用が可能な防衛関係設備等も含む。

(b) 無形固定資産

プラントエンジニアリング、鉱物探査、コンピュータ・ソフトウェア（生産者が1年を超えて使用するソフトウェアで、自己開発のものを含む。）

(c) 有形非生産資産の改良

土地の造成、改良、鉱山・農地等の開発、拡張等。

なお、建物、道路、ダム、港湾等建設物の仕掛工事は、建設発注者の総固定資本形成に含まれるが、重機械器具の仕掛工事は、その財貨生産者の在庫品増加に分類される。

**b 在庫品増加**

在庫品増加は、企業が所有する製品、仕掛品、原材料等の棚卸資産のある一定期間における物量的増減を、その市場価格で評価したものである。これは、民間企業の在庫品増加と公的企業の在庫品増加に分けられる。

在庫品増加は原則として事業所主義で計上するが、船舶、車両及び航空機などの移動性償却資産の仕掛工事分は、発注者に引渡すまでは受注者の在庫に計上し、引渡し時において在庫減とすると同時に、発注者の総固定資本形成に計上する。

**(エ) 財貨・サービスの移出（入）（輸出入も含む。）**

財貨・サービスの移出（入）は、財貨・サービスの移出（入）及び居住者、非居住者の直接購入によって構成される。ここでは、要素所得は除かれる。

**(オ) 統計上の不突合**

県内総生産（支出側）と県内総生産（生産側）は、概念上一致すべきものであるが、推計上の接近方法が異なっているため、推計値にくいちがいが生じことがある。このくいちがいを統計上の不突合といい、勘定体系のバランスを図るために表章される。

**(カ) 県外からの要素所得（純）**

県民所得（分配）から県内純生産（要素費用表示）を差引いて求められる。  
県外との所得の受払には、雇用者報酬、投資収益、財産所得などが含まれる。

**(3) 経済活動別県内総生産及び要素所得**

経済活動別県内総生産は、各経済活動別に生産者価格表示の産出額を推計し、これから中間投入額（原材料、燃料等の物的経費及びサービス経費等）を控除する方法、いわゆる「付加価値法」によって推計する。

こうして求めた生産者価格表示の経済活動別県内総生産から固定資本減耗を控除し、生産者価格表示の県内純生産を求める。

次いで、これから生産・輸入品に課される税（純）（生産・輸入品に課される税－補助金）を控除して県内要素所得を推計する。

さらに、これから県内雇用者報酬を控除して営業余剰・混合所得を求める。

### 3 用語解説

#### (1) 経済活動別分類

経済活動別分類は、財貨・サービスの生産及び使用（消費支出、資本形成）についての意思決定を行う主体の分類であり、所得の処分や資金の調達、運用などの意思決定に関する制度部門別分類と対比される。

経済活動別分類では、技術的な生産構造の解明に力点が置かれるため、実際の作業を行う工場や事業所などが分類単位及び統計単位として捉えられる。

市場生産者の活動と、一般政府や対家計民間非営利団体といった非市場生産者の活動を活動内容に沿って分類して推計を行っている。

#### (2) 制度部門別分類

経済活動別分類が生産についての意思決定を行う主体の分類であるのに対し、制度部門別分類は、所得の受取や処分、資金の調達や資産の運用についての意思決定を行う主体の分類であり、所得支出勘定、資本調達勘定、国民貸借対照表などに用いられる。

この分類による取引主体には、非金融法人企業、金融機関、一般政府、対家計民間非営利団体、家計（個人企業を含む。）の5制度部門がある。金融機関が独立部門として設定されているが、これは、金融面の活動において金融機関は他の部門とは全く異なる行動をとるので、金融機関を分離する必要があったことによる。

#### (3) 中間投入

生産の過程で原材料・光熱燃料・間接費等として消費された非耐久財及びサービスをいう。固定資産の維持補修、研究開発調査等もこれに含まれる。

産出額から中間投入を控除したものが付加価値である。

#### (4) 帰属計算

帰属計算とは、県民経済計算上の特殊な概念であり、財貨・サービスの提供ないし享受に際して、実際には市場での対価の受払が行われなかつてもかかわらず、それがあたかも行われたかのようにみなして擬制的取引計算を行うことをいう。

主なものとしては、農家が自家消費する農産物、自己所有住宅（持ち家）の帰属家賃、保険業の帰属サービスなどが挙げられる。

#### (5) 帰属家賃

帰属家賃とは、実際には家賃の受払いを伴わない自己所有住宅（持ち家）についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され消費されるものと仮定し、それを市場家賃で評価した帰属計算上の家賃をいう。

また、帰属家賃には給与住宅等における実際の家賃と市場家賃との差額の評価分（給与住宅差額家賃）も含まれる。

県民経済計算では、住宅自己所有者は住宅賃貸業を営んでいるものとされ、その帰属家賃は不動産業を営む個人企業の生産額に含まれており、その営業余剰は個人企業所得に含まれるとする。

#### (6) 固定資本減耗

構築物、設備、機械等再生産可能な（有形・無形）固定資産について、通常の摩損及び損傷、予見される減失、通常生じる程度の事故による損害等からくる減耗分を評価した額であり、（有形・無形）固定資産を代替するための費用として総生産の一部を構成する。

## (7) 営業余剰・混合所得

企業会計でいう営業利益にほぼ相当する。

したがって、企業所得は、営業利益に他社からの株式配当などの営業外収益を加え、負債利子などの営業外費用を除いた、いわゆる経常利益に近い概念といえる。

## (8) インプリシット・デフレーター

デフレーションを行うべき対象についてのデフレーターが、直接作成されるのではなく、その対象の構成項目ごとにデフレーターを作成して実質値を求め、全体としてのデフレーターは、(名目値) / (各構成項目の実質値の合計) として逆算によって求められる場合がある。

例として、ある支出項目が2つの個別品目で構成されているケースを考え、それぞれの品目の名目値を  $X_1$ 、 $X_2$  とし、価格指数を  $P_1$ 、 $P_2$  とする。

このケースでは当該支出項目の名目値 ( $X$ ) は、 $X_1 + X_2$  となり、実質値 ( $X_R$ ) は個別品目の実質値の合計 ( $X_1/P_1 + X_2/P_2$ ) となる。

ここで、当該支出項目のデフレーター ( $P$ ) は、

$$P = X/X_R [= (X_1 + X_2) / (X_1/P_1 + X_2/P_2)]$$

として、事後的に求められることになる。

このようなデフレーターの算出方式をインプリシット方式といい、求められたデフレーターをインプリシット・デフレーターと呼ぶ。